

公の施設の使用料改定について

1 概要

新潟市財務課で定めた「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に基づき市内の施設では使用料の改定を予定しており、そのため関係条例を令和6年9月議会に提案する。

2 西蒲区内施設のうち使用料の改定を予定している施設

(1)西蒲区地域総務課（9施設）

新潟市潟東樋口記念美術館、新潟市潟東歴史民俗資料館、
新潟市中之口先人館、新潟市澤将監の館、新潟市潟東ゆう学館、
新潟市岩室すこやかセンター、新潟市巻文化会館、
新潟市巻郷土資料館、新潟市岩室民俗史料館

(2)西蒲区産業観光課（2施設）

新潟市岩室健康増進センター、新潟市岩室観光施設

西蒲区内にある施設で、例えば、スポーツ施設や公民館など25施設についても使用料の改定を予定しています。※今回料金改定しない施設は16施設

3 その他

別紙資料を、9月2日、3日に開催する区民を対象とした説明会で配布し、説明を行う予定です。

市の施設使用料の見直しに係る説明会 次第

日 時：令和6年9月2日（月）
午後7時～

場 所：巻文化会館 ホール

- 1 開会
- 2 公の施設に係る受益者負担の設定基準（地域総務課長）
- 3 西蒲区内の施設使用料の改定（各担当課）
- 4 質疑
- 5 閉会

【概要版】 公の施設に係る受益者負担の設定基準

1 基本的な考え方

- 公の施設の利用者は、その施設によるサービスの受益者ですが、利用しない方との公平性の観点から、受益者がサービスの費用を負担すべきとするのが受益者負担の原則です。
- 多くの政令指定都市において、公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定済である一方、本市では統一的な基準がありませんでした。
- 令和4年3月に改定した「新潟市財産経営推進計画」において、経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を位置付け。
⇒全市的な基準として「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定します。

2 基準の対象外とする使用料

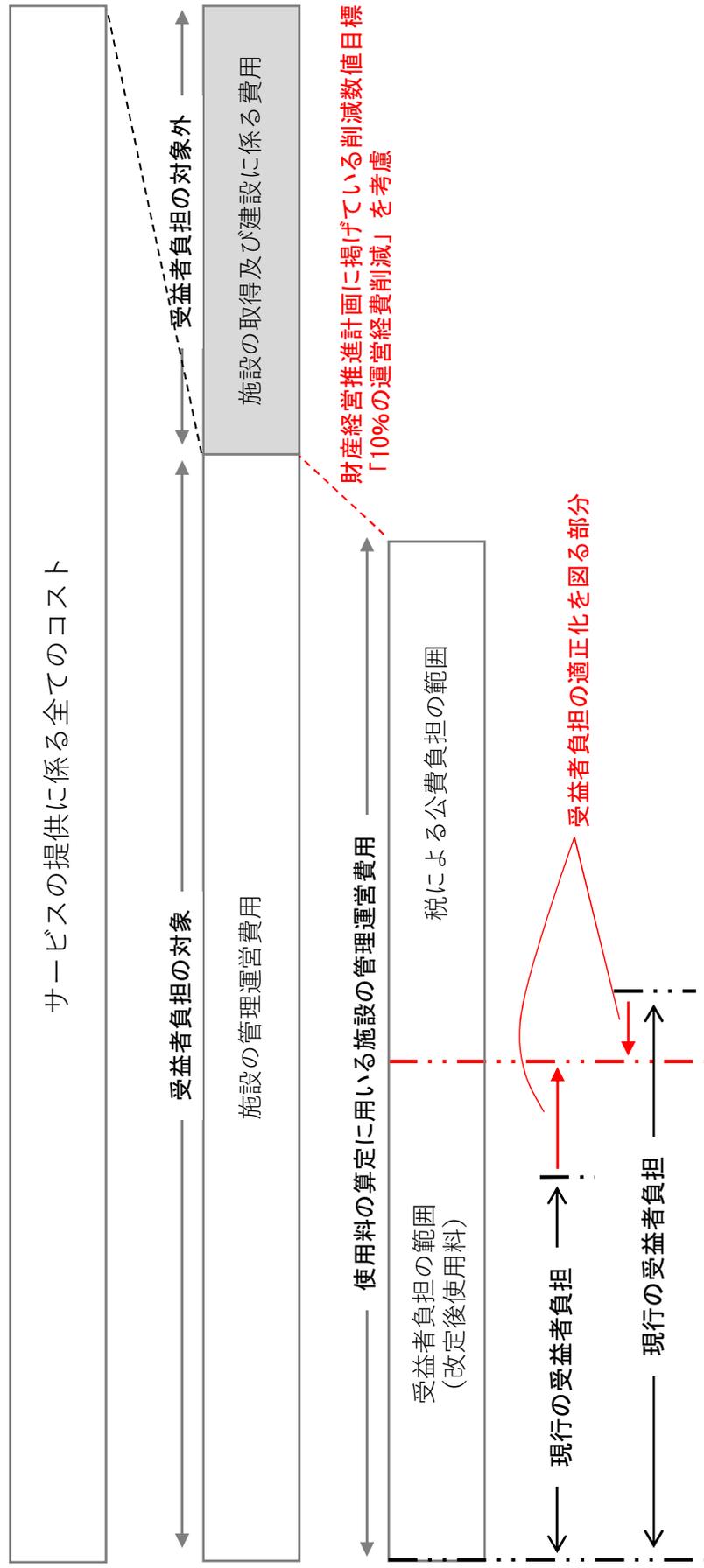
本市が設置する公の施設を対象としますが、以下については対象外とします。

- (1) 法律等で基準額などの定めがある使用料
市営住宅使用料、保育料、介護保険制度に係る料金など
- (2) 企業会計の使用料
- (3) 実費負担と同様の位置づけとしている使用料
宿泊料、一時保育料、斎場使用料など
- (4) 利用料金制を導入している施設の使用料
- (5) 駐車場や備品の使用料
- (6) 新潟市財産条例第2条の規定による行政財産使用料

3 受益者負担適正化の考え方

- 施設の管理運営費に対し、受益者である施設の利用者に負担を求めると、税による公費負担とする割合を施設種別ごとに設定し、受益者負担の適正化を図ります。
- 財産経営推進計画を踏まえた使用料を設定します。⇒ 令和13年度までに10%の運営経費削減
(財産経営推進計画公共施設マネジメント編による削減数値目標)

【イメージ図(受益者負担割合50%の場合)】



4 受益者負担区分

公的必要性による区分

区分	施設の性格	公的必要性
ア	市民が日常生活を営む上で、必要かつ公共性が高い施設	高
イ	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設	低
ウ	市民が日常生活を便利で快適なものにする等の目的で選択的に利用し、特定の受益者の利便を図る施設	

採算性による区分

区分	施設の性格	採算性
A	採算性が低く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できない種別の施設	低
B	A及びCに該当しない種別の施設	高
C	採算性が高く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できる種別の施設	

5 施設種別ごとの受益者負担割合の設定

低 ← 採算性 → 高

	A	B	C
ア	0グループ 受益者負担割合0%・公費負担割合100% 子育て支援施設：0% 保健福祉施設：0% 1グループ 受益者負担割合10%・公費負担割合90% コミュニティ系施設：6% 高齢福祉施設：5% その他公用施設(青少年)：28%	IIグループ 受益者負担割合25%・公費負担割合75%	IIIグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50%
イ	IVグループ 受益者負担割合25%・公費負担割合75% レクリエーション施設(環境・産業学習)：6% 博物館・資料館：7%	Vグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50% ホール施設：41% 美術館：35% スポーツ施設：21%	VIグループ 受益者負担割合75%・公費負担割合25%
ウ	VIIグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50%	VIIIグループ 受益者負担割合75%・公費負担割合25% レクリエーション施設：26% 保養施設：31%	IXグループ 受益者負担割合100%・公費負担割合0% ホール施設(展示ホール)：126% レクリエーション施設(民間類似)：83%

高 ← 公的必要性 → 低

注：施設種別は、新潟市財産白書の中分類。その右側に表示した割合は、令和4年度決算における受益者負担割合。

6 受益者負担を定める費用

(1) 受益者負担の対象とする費用

施設の管理運営費（人件費、光熱水費、消耗品費、修繕料、清掃・保守等の委託料など）

(2) 受益者負担の対象外とする費用

施設の取得及び建設に係る費用（用地取得費、施設建設費、土地建物賃借料、公債費、大規模修繕費など）

7 使用料改定時の取り扱い

(1) 算定式 改定後の使用料は、原則として施設ごとに次の式により算定します。

$$\begin{aligned} \text{改定後(年間)使用料} &= \text{施設の管理運営費決算額} \times 0.9 \times \text{受益者負担割合} \\ \text{改定後使用料単価} &= \text{改定後(年間)使用料} \div \text{年間利用実績(減免分を含む)} \end{aligned}$$

当面的間、当該施設の利用率がその施設種別の平均利用率を下回る場合は、次の算定式により補正します。

$$\text{補正後年間利用実績} = \text{年間利用実績} \times \text{施設種別の平均利用率} \div \text{当該施設利用率}$$

(2) 改定時期 原則として、概ね4年ごとに見直します。

(3) 激変緩和 施設利用者の負担増を最大限緩和するため、改定前使用料の1.3倍を上限とします。

(4) 使用料の据置 改定後と改定前の(年間)施設使用料を比較して、増減率が10%未満の場合は、改定しません。

(5) 無料とする場合 改定後使用料収入が使用料徴収コストを下回る場合、原則として無料とします。

8 その他

(1) 政策的な普及啓発などを図る必要がある場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。

(2) 市外類似施設と競合関係にあり、料金水準が施設利用の選択に係る意思決定に大きく影響すると考えられる場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。



「公の施設に係る受益者負担の設定基準」策定

令和6年3月策定

- 現在の新潟市の施設使用料は、合併前の料金を引き継いだものや、類似施設との比較等により個別に設定したものが多く、統一的な基準はありませんでした。
- 一方、近年、多くの政令市で公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定され、その基準に沿って使用料の見直しなどが行われています。
- 新潟市は、令和4年3月に改定した「財産経営推進計画」で経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を位置づけています。

このような
状況等を踏まえ

パブリックコメント（R6.2月）を経て、全市的な基準となる

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定しました。

今後、この基準に基づき、施設ごとを基本に使用料の見直しを進めます。

受益者負担ってなに？



サービスを受ける方（施設利用者）を「受益者」と言います。

公の施設では、施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を使用料として負担（受益者負担）していただくこととしています。

どの施設の使用料が上がるの？



施設ごとを基本に算出します。使用料の見直し内容は施設ごとに異なります。使用料が上がることになった場合であっても、施設利用者の負担増を最大限緩和するため、改定前の1.3倍を上限とします。

算出の結果、改定幅が小さい場合は、使用料を据え置くこととしているよ



どうやって使用料を見直していくの？



施設ごとの「管理運営費」に対する「収入」から算出した現状の受益者負担割合が、基準に定める割合よりも高ければ使用料を下げ、低ければ使用料を上げる見直しを行います。

用地取得費や建設費などの費用は「管理運営費」には含まず、公費負担としているよ



詳細は市ホームページ（下記のURL）もしくは二次元バーコードからアクセスをご覧ください

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/zaikeisuishin/zaimu_juekisayahutan.html



【問い合わせ先】 担当 新潟市 財務部 財務課
所在 951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
電話 025-226-2201

西蒲区内 使用料改定対象施設一覧

グループⅠ 受益者負担割合10%

コミュニティ系施設

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(1)	巻地区公民館	改定なし	巻地区公民館
(2)	岩室地区公民館	改定なし	岩室地区公民館
(3)	西川地区公民館	改定なし	西川地区公民館
(4)	潟東地区公民館	改定なし	潟東地区公民館
(5)	中之口地区公民館	改定なし	中之口地区公民館
(6)	漆山公民館	改定なし	巻地区公民館
(7)	峰岡公民館	改定なし	巻地区公民館
(8)	巻ふるさと会館	改定なし	巻地区公民館
(9)	巻やすらぎ会館	改定なし	巻地区公民館
(10)	間瀬公民館	改定なし	岩室地区公民館
(11)	ほたるの里交流館	改定なし	西蒲区産業観光課
(12)	巻農村環境改善センター	無料→有料	西蒲区産業観光課
(13)	岩室農村環境改善センター	無料→有料	西蒲区産業観光課
(14)	岩室すこやかセンター	0.08倍	西蒲区地域総務課
(15)	西川学習館	0.74倍	西川地区公民館
(16)	潟東ゆう学館	入浴施設1.21倍 貸室0.51倍	西蒲区地域総務課
(17)	西川だいろの家	有料→無料	西蒲区建設課

高齢者福祉施設

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(18)	中之口老人福祉センター	入浴施設1.215倍 貸室0.485倍	西蒲区健康福祉課
(19)	老人福祉センターいこいの家西川荘	入浴施設1.215倍 貸室0.377倍	西蒲区健康福祉課
(20)	老人福祉センターいこいの家蛍雪荘	1.215倍	西蒲区健康福祉課
(21)	老人福祉センターいこいの家得雲荘	1.215倍	西蒲区健康福祉課
(22)	高齢者生きがいルーム中之口	改定なし	西蒲区健康福祉課
(23)	高齢者生きがいルーム楽焼	改定なし	西蒲区健康福祉課

その他公共用施設（青少年）

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(24)	入徳館野外研修場	改定なし	巻地区公民館

基準対象外だが改定する施設

高齢者福祉施設（老人憩いの家）※他の入浴施設の改定に合わせて料金改定を行うもの

(25)	老人憩いの家かすがい荘	1.215倍	西蒲区健康福祉課
------	-------------	--------	----------

グループⅣ 受益者負担割合25%

博物館・資料館

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(26)	澤将監の館	1.30倍	西蒲区地域総務課
(27)	中之口先人館	1.30倍	西蒲区地域総務課
(28)	巻郷土資料館	無料→有料	西蒲区地域総務課
(29)	潟東歴史民俗資料館	1.30倍	西蒲区地域総務課
(30)	岩室民俗史料館	無料→有料	西蒲区地域総務課
(31)	潟東樋口記念美術館	1.30倍	西蒲区地域総務課

グループⅤ 受益者負担割合50%

ホール施設

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(32)	巻文化会館	1.30倍	西蒲区地域総務課
(33)	西川多目的ホール	0.80倍	西川図書館

スポーツ施設

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(34)	西川総合体育館	1.21倍	西蒲区地域総務課
(35)	城山運動公園	1.21倍	西蒲区地域総務課
(36)	潟東サルビアサッカー場	1.21倍	西蒲区地域総務課
(37)	西川体育センター	1.21倍	西蒲区地域総務課
(38)	岩室体育館	1.21倍	西蒲区地域総務課
(39)	中之口体育館	1.21倍	西蒲区地域総務課
(40)	巻体育館	1.21倍	西蒲区地域総務課
(41)	スポーツパーク西川	1.21倍	西蒲区地域総務課
(42)	漆山体育館	改定なし	西蒲区地域総務課
(43)	岩室野球場	1.21倍	西蒲区地域総務課
(44)	西川野球場	1.21倍	西蒲区地域総務課
(45)	漆山グラウンド	1.21倍	西蒲区地域総務課
(46)	中之口野球場	1.21倍	西蒲区地域総務課
(47)	中之口B&G海洋センタープール	1.21倍	西蒲区地域総務課
(48)	岩室緑地広場テニスコート	1.21倍	西蒲区地域総務課
(49)	わなみ運動広場	改定なし	西蒲区地域総務課
(50)	中之口テニスコート	1.21倍	西蒲区地域総務課

グループⅧ 受益者負担割合75%

レクリエーション施設

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(51)	岩室観光施設いわむろや	1.30倍	西蒲区産業観光課

保養施設

番号	施設名	改定率案	問合せ先
(52)	岩室健康増進センター	1.30倍	西蒲区産業観光課

※越前浜市民農園および中之口農業体験公園・市民農園・体験農園についても使用料改定に向け検討中

グループⅠ 受益者負担割合10%

※下記料金は、議会へ提出する前の料金案です。

議会へ提出する際に、変更となる場合もありますのでご注意ください。

※下記料金は、一例です。他の料金等詳細については、担当所属へお問い合わせください。

コミュニティ系施設

(1)巻地区公民館	改定なし		
貸館利用 研修室、午前の枠		従前料金 900円	改定なし

(1)から(10) 今回料金改定を行わない理由

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に従い算出した結果、市内全ての公民館の使用料は「改定なし」となりました。※公民館は、過去に施設の有料化を行った際、市内統一の平米単価を用いて使用料を決めました。この経緯を踏まえ、今後も「統一的料金体系」となるよう公民館全体の経費から算出したものです。

(2)岩室地区公民館	改定なし		
貸館利用 講堂、午前の枠		従前料金 1,100円	改定なし

(3)西川地区公民館	改定なし		
貸館利用 講堂A、午前の枠		従前料金 900円	改定なし

(4)瀧東地区公民館	改定なし		
貸館利用 視聴覚室兼会議室、午前の枠		従前料金 1,100円	改定なし

(5)中之口地区公民館	改定なし		
貸館利用 多目的ホール、午前の枠		従前料金 1,000円	改定なし

(6)漆山公民館	改定なし		
貸館利用 講堂1、2、午前の枠		従前料金 900円	改定なし

(7)峰岡公民館	改定なし		
貸館利用 講堂兼会議室、午前の枠		従前料金 900円	改定なし

(8)巻ふるさと会館	改定なし		
貸館利用 大広間、午前の枠		従前料金 700円	改定なし

(9)巻やすらぎ会館	改定なし		
貸館利用 別館研修室、午前の枠		従前料金 900円	改定なし

(10)間瀬公民館	改定なし		
貸館利用 大会議室、午前の枠		従前料金 600円	改定なし

(11)ほたるの里交流館	改定なし		
貸館利用 研修室又は交流室、1時間当たり		従前料金 1,400円	改定なし

今回料金改定を行わない理由

令和8年4月1日を始期とする指定管理者の再選定に向けて、じよんのび館(利用料金制)との一体管理を検討しているため、今回の料金改定を見送ることとします。

(12)巻農村環境改善センター	改定案 無料 → 有料		
多目的ホール(午前、午後、夜間のいずれも)		従前料金 無料	→ 改定案 560円

	旧区分	新区分案
午前	午前9時～正午	午前9時～午後1時
午後	午後1時～午後5時	午後1時～午後5時
夜間	午後5時30分～午後10時	午後5時～午後9時

(13)岩室農村環境改善センター	改定案 無料 → 有料		
多目的ホール(午前、午後、夜間のいずれも)		従前料金 無料	→ 改定案 960円

	旧区分	新区分
午前	午前9時～正午	午前9時～午後1時
午後	午後1時～午後5時	午後1時～午後5時
夜間	午後5時30分～午後10時	午後5時～午後9時

(14)岩室すこやかセンター	改定率案 0.08倍		
貸館利用 体育室、午前の枠		従前料金 4,200円	→ 改定案 330円

(15)西川学習館	改定率案 0.74倍		
貸館利用 講堂A、午前の枠		従前料金 4,000円	→ 改定案 2,960円

(16) 鴻東ゆう学館		改定率案 入浴施設 1.21倍、貸室 0.51倍	
①入浴料(市内の60歳以上)	従前料金 100円/人回	→	改定案 120円/人回
②貸室(和室)	従前料金 1,500円/回	→	改定案 760円/回

(17) 西川だいの家		有料→無料	
貸館利用 紫陽花、山茶花ともに午前中の枠	従前料金 1,000円	→	改定案 無料

今回料金改定を行わない理由

市で定めた公の施設に係る受益者負担の設定基準のうち、無料とする場合に該当するためです。

※改定後使用料収入が使用料を徴収するために必要となる経費(有料化により追加で発生する経費を含む)を下回る場合は、原則として無料

※従前から無料でご利用いただける部屋も引き続き無料

高齢者福祉施設

(18) 中之口老人福祉センター		改定率案 入浴施設 1.215倍、貸室 0.485倍	
①入浴料(市内の60歳以上)	従前料金 100円/人回	→	改定案 120円/人回
②貸室(かえで、1日)	従前料金 800円	→	改定案 380円

(19) 老人福祉センターいこいの家西川荘		改定率案 入浴施設 1.215倍、貸室 0.377倍	
①入浴料(市内の60歳以上)	従前料金 100円/人回	→	改定案 120円/人回
②貸室(大広間A、午前、市内の方の利用)	従前料金 4,000円	→	改定案 1,500円

(20) 老人福祉センターいこいの家蛭雪荘		改定率案 入浴施設 1.215倍	
入浴料(市内の60歳以上)	従前料金 100円/人回	→	改定案 120円/人回

(21) 老人福祉センターいこいの家得雲荘		改定率案 入浴施設 1.215倍	
入浴料(市内の60歳以上)	従前料金 100円/人回	→	改定案 120円/人回

(22) 高齢者生きがいルーム中之口		改定なし	
施設利用料	従前料金 無料		改定なし

今回料金改定を行わない理由

市で定めた公の施設に係る受益者負担の設定基準のうち、無料とする場合に該当するためです。

※改定後使用料収入が使用料を徴収するために必要となる経費(有料化により追加で発生する経費を含む)を下回る場合は、原則として無料

(23)高齢者生きがいルーム楽焼	改定なし		
施設利用料		従前料金 無料	改定なし

今回料金改定を行わない理由

市で定めた公の施設に係る受益者負担の設定基準のうち、無料とする場合に該当するためです。
 ※改定後使用料収入が使用料を徴収するために必要となる経費(有料化により追加で発生する経費を含む)を下回る場合は、原則として無料

その他公共用施設（青少年）

(24)入徳館野外研修場	改定なし		
貸館利用 小・中・高校生、管理棟1泊		従前料金 300円/人	改定なし

今回料金改定を行わない理由

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に従い算出した結果、使用料は「改定なし」となりました。

基準対象外だが改定する施設

高齢者福祉施設（老人憩の家） ※他の入浴施設の改定に合わせて料金改定を行うもの

(25)老人憩の家かすがい荘	改定率案 入浴施設 1.215倍		
入浴料(市内の60歳以上)		従前料金 100円/人回	→ 改定案 120円/人回

グループⅣ 受益者負担割合25%

※下記料金は、議会へ提出する前の料金案です。

議会へ提出する際に、変更となる場合もありますのでご注意ください。

※下記料金は、一例です。他の料金等詳細については、担当所属へお問い合わせください。

博物館・資料館

(26) 澤将監の館 改定率案 1.30倍

入館料(15歳以上)

従前料金	→	改定案
300円/人回		390円/人回

(27) 中之口先人館 改定率案 1.30倍

入館料(15歳以上)

従前料金	→	改定案
200円/人回		260円/人回

(28) 巻郷土資料館 改定案 無料 → 有料

入館料(15歳以上)

従前料金	→	改定案
無料		260円/人回

(29) 瀧東歴史民俗資料館 改定率案 1.30倍

入館料(15歳以上)

従前料金	→	改定案
500円/人回		650円/人回

(30) 岩室民俗史料館 改定案 無料 → 有料

入館料(15歳以上)

従前料金	→	改定案
無料		260円/人回

(31) 瀧東樋口記念美術館 改定率案 1.30倍

入館料(15歳以上)

従前料金	→	改定案
500円/人回		650円/人回

グループV 受益者負担割合50%

※下記料金は、議会へ提出する前の料金案です。

議会へ提出する際に、変更となる場合もありますのでご注意ください。

※下記料金は、一例です。他の料金等詳細については、担当所属へお問い合わせください。

ホール施設

(32)巻文化会館 改定率案 1.30倍

①大ホール:市内に住所を有する者、非営利、平日利用
全日利用

従前料金	→	改定案
52,500円		68,250円

②楽屋:市内に住所を有する者、非営利、1室、
全日利用

従前料金	→	改定案
2,625円		3,410円

(33)西川多目的ホール 改定率案 0.80倍

①多目的ホール:市内に住所を有する者、非営利、平日利用

従前料金	→	改定案
4,000円/時間		3,200円/時間

②控室1:市内に住所を有する者、非営利、平日利用

従前料金	→	改定案
1,000円/回		800円/回

③控室2・控室3:市内に住所を有する者、非営利、平日利用

従前料金	→	改定案
800円/回		640円/回

スポーツ施設

(34)西川総合体育館 改定率案 1.21倍

①個人利用:一般利用者、体育館、トレーニング室

従前料金	→	改定案
250円/回		310円/回

②専用利用:体育館全面(非営利、入場料無し)

従前料金	→	改定案
3,000円/時間		3,630円/時間

(35)城山運動公園 改定率案 1.21倍

①専用利用:野球場(非営利・入場料無し)

従前料金	→	改定案
2,500円/時間		3,030円/時間

②専用利用:サブ野球場、一般(非営利・入場料無し)

従前料金	→	改定案
500円/時間		610円/時間

③専用利用:ホッケー場、一般(非営利、入場料無し)

従前料金	→	改定案
2,500円/面時間		3,030円/面時間

④専用利用:テニス場、一般(非営利、入場料無し)

従前料金	→	改定案
400円/面時間		490円/面時間

⑤専用利用:屋内コート、全面、一般(非営利、入場料無し)

従前料金	→	改定案
8,000円/時間		9,680円/時間

(36) 潟東サルビアサッカー場	改定率案 1.21倍		
専用利用、全面(非営利、入場料無し)		従前料金 2,500円/時間	→ 改定案 3,030円/時間

(37) 西川体育センター	改定率案 1.21倍		
①個人利用:一般利用者、体育館、トレーニング室		従前料金 250円/回	→ 改定案 310円/回
②専用利用:体育館全面(非営利、入場料無し)		従前料金 700円/時間	→ 改定案 850円/時間

(38) 岩室体育館	改定率案 1.21倍		
専用利用、全面(非営利、入場料無し)		従前料金 2,000円/時間	→ 改定案 2,420円/時間

(39) 中之口体育館	改定率案 1.21倍		
①個人利用:一般利用者、体育館、トレーニング室 柔剣道場		従前料金 250円/回	→ 改定案 310円/回
②専用利用:体育館全面(非営利、入場料無し)		従前料金 2,000円/時間	→ 改定案 2,420円/時間

(40) 巻体育館	改定率案 1.21倍		
専用利用、全面(非営利、入場料無し)		従前料金 500円/時間	→ 改定案 610円/時間

(41) スポーツパーク西川	改定率案 1.21倍		
①専用利用:テニスコート1面(非営利、入場料無し)		従前料金 600円/時間	→ 改定案 730円/時間
②専用利用:屋根付きゲートボール場1面 (非営利、入場料無し)		従前料金 300円/面時間	→ 改定案 370円/面時間

(42) 漆山体育館	改定なし		
		従前料金 無料	→ 改定なし

今回料金改定を行わない理由

市で定めた公の施設に係る受益者負担の設定基準のうち、無料とする場合に該当するため。

※改定後使用料収入が使用料を徴収するために必要となる経費(有料化により追加で発生する経費を含む)を下回る場合は、原則として無料

(43) 岩室野球場	改定率案 1.21倍		
専用利用(非営利、入場料無し)		従前料金 1,000円/時間	→ 改定案 1,210円/時間

(44)西川野球場	改定率案 1.21倍	
専用利用(非営利、入場料無し)		
	従前料金 1,000円/時間	→ 改定案 1,210円/時間

(45)漆山グラウンド	改定率案 1.21倍	
専用利用(非営利、入場料無し)		
	従前料金 500円/時間	→ 改定案 610円/時間

(46)中之口野球場	改定率案 1.21倍	
専用利用(非営利、入場料無し)		
	従前料金 1,500円/時間	→ 改定案 1,820円/時間

(47)中之口B&G海洋センタープール	改定率案 1.21倍	
小学生、中学生		
	従前料金 100円/回	→ 改定案 130円/回

(48)岩室緑地広場テニスコート	改定率案 1.21倍	
専用利用、1面(非営利、入場料無し)		
	従前料金 600円/時間	→ 改定案 730円/時間

(49)わなみ運動広場	改定なし	
	従前料金 無料	改定なし

今回料金改定を行わない理由

市で定めた公の施設に係る受益者負担の設定基準のうち、無料とする場合に該当するため。
 ※改定後使用料収入が使用料を徴収するために必要となる経費(有料化により追加で発生する経費を含む)を下回る場合は、原則として無料

(50)中之口テニスコート	改定率案 1.21倍	
専用利用、1面(非営利、入場料無し)		
	従前料金 400円/時間	→ 改定案 490円/時間

グループⅧ 受益者負担割合75%

※下記料金は、議会へ提出する前の料金案です。

議会へ提出する際に、変更となる場合もありますのでご注意ください。

※下記料金は、一例です。他の料金等詳細については、担当所属へお問い合わせください。

レクリエーション施設

(51)岩室観光施設いわむろや 改定率案 1.30倍

①企画展示室・午前(3時間)

従前料金	→	改定案
1,800円		2,340円

②伝統文化伝承館・午前(3時間)

従前料金	→	改定案
3,000円		3,900円

保養施設

(52)岩室健康増進センター 改定率案 1.30倍

①入館料(中学生以上)

従前料金	→	改定案
500円/人回		650円/人回

②貸し部屋(個室、3時間まで)

※上記入館料別途必要

従前料金	→	改定案
2,000円		2,600円